

常陸大宮市地域創生まちづくり計画

令和 5 年 1 月
常 陸 大 宮 市

常陸大宮市地域創生まちづくり計画

目次

1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 市を取り巻く課題	2
5. 地域創生まちづくり計画の理念	2
6. 地域創生まちづくり計画の柱（施策）	3
7. 地域創生まちづくり計画の実践（具体的な取組）	5
施策1 持続可能な地域の体制づくり	5
施策2 魅力と特色あるまちづくり	6
施策3 みんなで取り組むまちづくり	6
8. 進行管理	7
資料編	9

1. 策定の趣旨

常陸大宮市では、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況などの課題に直面する中で、地域の特性を生かしたまちづくりや多様な主体との協働のまちづくりにより、地域の活力を維持、向上させていくため、「常陸大宮市地域創生まちづくり指針」及び「常陸大宮市市民協働のまちづくり基本計画」を策定し、各施策に取り組んでまいりました。

この度、両計画が令和4年度に計画期間の終了年度を迎えることから、これまでの両計画の趣旨や取組結果等を踏まえ、引き続き、社会情勢や地域課題に対応しつつ、将来にわたって地域の活力を維持して、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、まちづくりに関する基本的な事項や方向性、取組などを明らかにした計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「常陸大宮市総合計画」との整合を図り、特に、同計画の「大綱3 自然と調和した快適で安全なまち」及び「大綱4 みんなでつくる協働のまち」で示した各施策を推進するとともに、「第2期常陸大宮市創生総合戦略」などのまちづくり関連の計画と整合を図りながら、地域コミュニティの活動や協働によるまちづくりなど、市民の多様な活動の推進によるまちづくりを進めるための計画として策定するものです。

3. 計画の期間

本計画は、常陸大宮市総合計画の計画期間と整合を図り、令和5年度から令和8年度までの4年間で計画の期間とします。

ただし、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4. 市を取り巻く課題

社会情勢が大きく変化をする中で、常陸大宮市を取り巻く環境はより一層厳しさを増しており、まちづくりを進めるうえで次の課題に直面しております。

課題1 人口減少と少子高齢化

- ・地域の活力や賑わいの低下（祭りや行事などの地域活動が困難）
- ・自治組織への加入率の低下、役員等の担い手不足
- ・高齢者世帯の増加
- ・防災、防犯、空き家対策など安心安全に対する対応

課題2 ライフスタイル・価値観の多様化

- ・ライフスタイルの多様化（定年退職の延伸や女性の社会進出など就労環境の変化、余暇活動の充実）
- ・人付き合いに対する考え方の多様化による住民同士のつながりの希薄化
- ・インターネットを活用したつながりなど、新たなコミュニティの形成
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による行動や意識の変化

課題3 厳しい財政状況と多様化・複雑化する市民ニーズ

- ・依然として厳しい財政状況の見通し
- ・行政に求められる公共サービスの多様・複雑化（行政のみで対応が困難）

5. 地域創生まちづくり計画の基本理念

区などの地域団体や市民、NPO、企業、大学、行政などの多様な主体が協働し、それぞれの個性や特性を活かしながら、将来にわたって地域の活力を維持して、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んでいくことが必要であることから、「多様な主体が協働する持続可能なまちづくり」を本計画の基本理念とします。

〈基本理念〉 多様な主体が協働する持続可能なまちづくり

6. 地域創生まちづくり計画の柱（施策）

基本理念である「多様な主体が協働する持続可能なまちづくり」の考えを踏まえ、常陸大宮市総合計画で示された施策の基本方針や方向性と整合を図りながら、本市を取り巻く課題の解決と、将来にわたって地域の活力を維持し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため、次の3つの柱（施策）により事業を展開していきます。

施策1 持続可能な地域の体制づくり

区や班の実情に合わせた地域活動の充実を図り、また、活動拠点の整備を推進することで、世代を問わず安心して暮らし続けられる持続可能な地域の体制づくりを進めます。

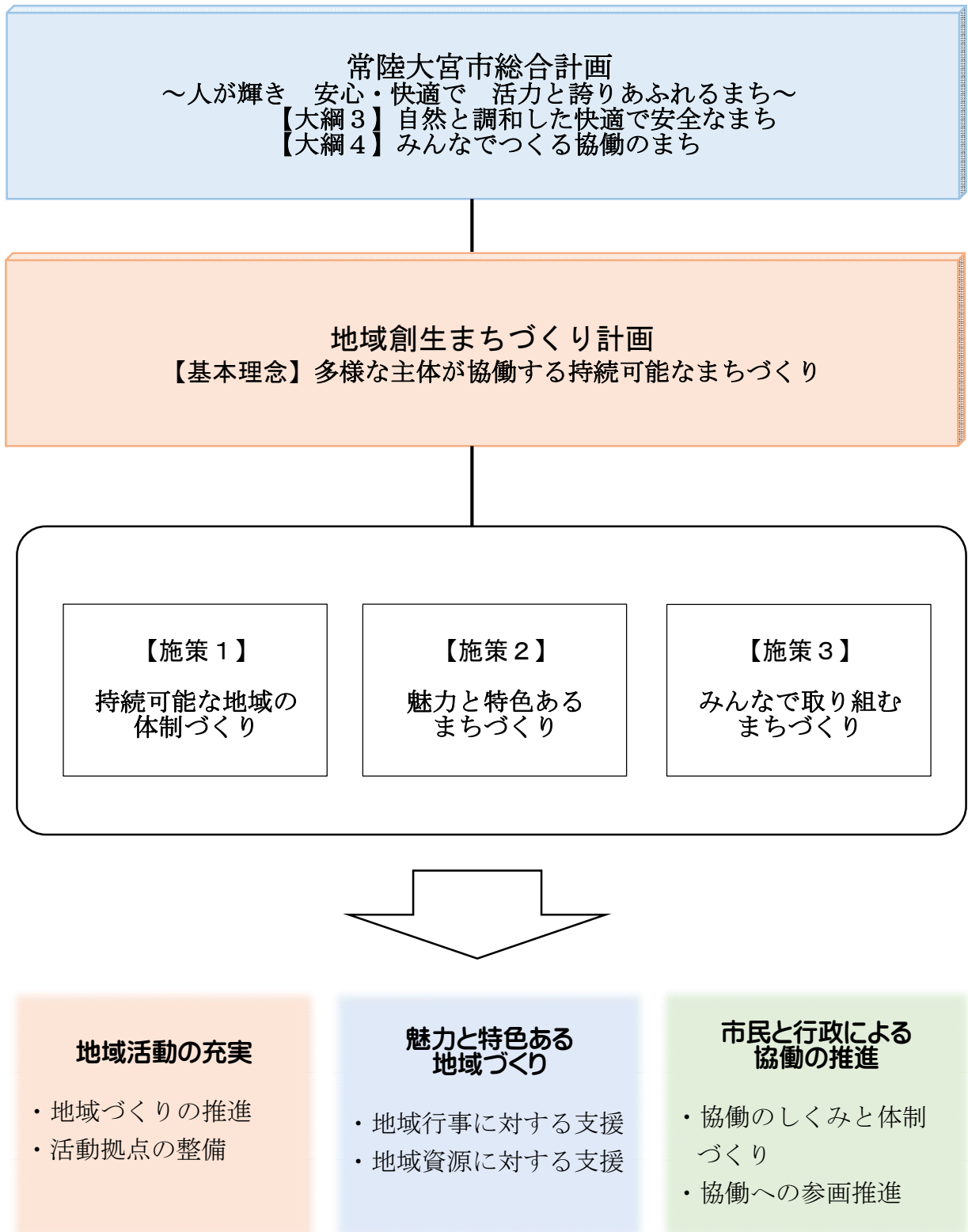
施策2 魅力と特色あるまちづくり

地域資源を活用した各種振興施策やイベント等の開催などを通じ、多世代での交流や、地域の魅力と活力の向上を図るとともに、自然環境の維持・保全などにより、自然豊かな特色あるまちづくりを進めます。

施策3 みんなで取り組むまちづくり

様々な分野で活動する市民、市民団体等の活動を促進するため、幅広い世代の市民や転入者等を対象に、協働の担い手となる人材の育成・支援を進めるとともに、行政や地域が抱える課題について、市民と行政が協働して解決していくための取り組みを進めます。

<計画の施策体系イメージ >



7. 地域創生まちづくり計画の実践（具体的な取組）

本計画の3つの施策を推進する具体的な取組として、次の事業を展開していきます。

施策1 持続可能な地域の体制づくり

事業	取組
地域づくりの推進	<p>地域活性化の取組みに対する支援 (内容) 自主的に自治活動等を進める自治組織に対する支援を行い、活力と魅力ある地域づくりを推進します。</p>
まちづくり活動拠点の整備	<p>地区集会施設等に対する支援 (内容) 地区集会施設等の整備に対する支援を行い、活力ある地域社会の形成を図り、地域住民の連帯意識の向上を目指します。</p>
	<p>地域活動に使用できる施設の整備 (内容) 廃校や用途廃止された市有施設の活用や整備に対する支援を行い、新たな活動拠点の整備を推進します。</p>
	<p>まちづくり活動に使用できる施設の設置 (内容) 分野・目的が異なるさまざまな市民団体等の中核的役割を担う施設として、下記の機能を有する拠点の設置を推進します。</p> <p>○ハード的機能 既存の公共施設等を利活用し、市民活動で必要となる会議スペースや備品等を設置します。</p> <p>○ソフト的機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等の情報交換、情報収集機能 ・市民団体等の組織運営、新規設立などのサポート体制 ・市民団体等と行政を繋ぐ中間支援機能

施策2 魅力と特色あるまちづくり

事業	取組
地域行事に対する支援	地域行事に対する支援 (内容) 地域の賑わいづくりを目的に開催する地域行事への支援を行い、地域の賑わいを作ります。
地域資源に対する支援	地域資源に対する支援 (内容) 地域資源の利活用などに対し支援を行い、特色ある地域づくりを行います。

施策3 みんなで取り組むまちづくり

事業	取組
協働のしくみと体制づくり	協働推進員の設置 (内容) 市役所内の協働事業への理解関心を高め、協働事業が行える体制を構築するとともに、市民団体への、助言やサポートを行い、協働の体制づくりを行うため、市役所内各課に協働推進員を置きます。 また、協働推進員への研修を行い、協働についての認識の醸成を図っていきます。
	職員の意識改革 (内容) 研修や他団体との交流を通し、職員一人一人が常に市民との協働を意識し、協力していく体制を構築します。
協働への参画推進	多様な市民団体等が参画しやすい制度の策定 (内容) 多様な市民団体等と協働し、地域の問題を解決するための仕組みをつくり、市民団体等と行政による協働事業を推進します。
	協働の担い手の育成 (内容) 市民団体等への研修や、人材バンクの活用、まちづくり講座市民大学講座の実施により、協働について理解浸透を図り、担い手となる人材育成を推進します。
	コミュニティ活動の推進 (内容) 趣味やサークルなど、同じ目的を持った共同体の活動を支援し、多様性あるまちづくりを推進します。

8. 進行管理

地域創生まちづくり計画の進行管理については、まちづくり委員会を設置し、各施策及び取組の結果について検証を行い、実施方法の改善を検討するなど効果的な進行管理に努めます。

また、協働推進員を活用した庁内各課との連携や、多様な主体と連携を図りながら各施策に取り組むとともに、本計画の施策に即した新たな取組について、積極的な導入を図ることで、将来にわたって地域の活力を維持して、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に向け、実効性のある行動計画として進行管理を図ってまいります。

資 料 編

1. 策定経過
2. 市民協働・地域創生まちづくり基本計画策定委員会設置要綱
3. 市民協働・地域創生まちづくり基本計画策定委員

1. 策定経過

令和4年7月19日	第1回市民協働・地域創生まちづくり基本計画策定委員会
<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民協働・地域創生まちづくり基本計画策定委員会設置要綱について (2) 委員長・副委員長の選任について (3) 基本計画策定に係る骨子（案）及び工程について (4) その他 	
令和4年9月15日	第2回市民協働・地域創生まちづくり基本計画策定委員会
<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域創生まちづくり推進委員会及び市民協働のまちづくり委員会について（報告） (2) 地域創生まちづくり計画素案について (3) その他 	
令和4年10月28日	第3回市民協働・地域創生まちづくり基本計画策定委員会
<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域創生まちづくり計画素案について (2) 補助事業概要（案）について (3) その他 	
令和4年12月20日	第4回市民協働・地域創生まちづくり基本計画策定委員会
<p>協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (仮称) 地域創生まちづくり計画について <p>報 告</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助事業概要について（経過報告） 	

2. 市民協働・地域創生まちづくり基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「常陸大宮市総合計画」に基づき、将来にわたって地域の活力を維持し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する基本計画を策定するため、市民協働・地域創生まちづくり基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民協働・地域創生まちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）策定に関すること。
- (2) その他まちづくりに関して必要とすること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体又は市民活動団体の関係者
- (2) 事業関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他特に市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の総数の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域創生部地域創生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

3. 市民協働・地域創生まちづくり基本計画策定委員

役職	氏名	区分	所属等
委員長	菊池 三千春	市民活動団体関係者	市民協働のまちづくり委員会委員長
副委員長	木村 正幸	市民活動団体関係者	地域創生まちづくり推進委員会委員長
	小瀬 梅子	市民活動団体関係者	常陸大宮市ネットワークワーカ ー協議会会長
	佐藤 誠	事業関係者	元区長会副会長
	西野 由希子	学識経験者	茨城大学人文社会科学部 教授
	山崎 一希	学識経験者	茨城大学広報室専門職